


# 違反対象物の公表制度

～安心・安全なまちづくりのために～

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を東京消防庁のウェブサイトで確認できる制度です。お持ちのスマートフォンからでも確認できますので、建物を利用する際には是非確認してみてください。

公表の対象	<p>特定防火対象物 (飲食店、物販販売店、旅館、病院などの不特定の人が出入りする建物)</p> <p>複合用途ビル!</p> 
公表の対象となる違反内容	<p>特に重大な消防用設備の設置義務違反により…</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 屋内消火栓設備</li><li>② スプリンクラー設備</li><li>③ 自動火災報知設備</li><li>④ 避難器具</li></ul> <p>(ただし、特定一階段等防火対象物に)</p> <p>上記の設備が設置されていないもの又は設置されていても、維持管理ができておらず正常に作動しないもの。</p> 
公表の方法	<p>東京消防庁ホームページ 各消防署での閲覧</p>

※令和4年2月現在、王子消防署管内では違反対象物はありません。

逆に優良防火対象物という、防火上優良と認められた安心・安全な建物もあります。

こちらも東京消防庁のウェブサイト上で確認でき、王子消防署管内では現在、19件の対象物があります。探してみてください。



このマークが目印だ！  
建物を利用する際は、玄関やフロントに置いてあったりするか探してみればいいさ！

## 東京消防庁公式 優マークマン

### 建物関係者の方へ

建物の増築、改築及び用途変更を行う場合、新たな消防用設備等の設置又はもともとある消防用設備等の改設及び増設等が必要となる場合がありますので、わからないことがあれば事前に王子消防署予防課までお問い合わせください。

問合せ先 王子消防署 予防課 予防係 03-3927-0119